

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年六月三十日から同年七月十三日までの間縦覧に供します。

平成二十九年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

		賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
		氏名又は名称	住所		
		浦崎 彰夫	山辺郡山添村大字広代一七八二番地	山辺郡山添村大字広代一八二五番ほか一四筆	
		松下 輝之	山辺郡山添村大字岩屋一三七一番地	山辺郡山添村大字岩屋三五五九番ほか二筆	
		南 克典	山辺郡山添村大字岩屋一六六九番地	山辺郡山添村大字岩屋三五六九番ほか一筆	
		山本 孝	山辺郡山添村大字岩屋一七〇一番地	山辺郡山添村大字岩屋三五三六番ほか一三筆	
		株式会社五條市青ネギ生産組合	五條市二見五丁目三番六四号	五條市二見七丁目四四四番一ほか二筆	
杉崎 保巳	五條市岡町一五三一番			五條市岡町一〇四七番一ほか三筆	

二 申請年月日

平成二十九年六月二十二日

